郵便物認可　日本経済新聞　2015年（平成27年）1月14日（水曜日）

経済教室

国際会計基準の展望①

進む国際化 統一は必須

ポイント
- IFRSでリース会計などの改定が進行
- 米国は独自路線強め適用方針に不透明感
- 日本は意見反映に努め長期で基準収束を

山田 辰己　あずさ監査法人理事　前国際会計基準審議会理事

2015年の年初に、国際会計基準（IFRS）を巡る状況を整理し、今後を展望したい。IFRSは、日本を含む主要国から選任された理事から構成される国際会計基準審議会（IASB）が、国際的に財務諸表の作成基準として利用されることを目的として公表している。

企業活動が国際化し、投資家の投資対象もグローバルベースとなっている。IFRSは05年から欧州連合（EU）の上場企業に適用されたのを皮切りに、現在100を超える国々で適用されている。適用が進んでいない国のうち、とりわけ米国、日本の動向が注目を集めている。

IFRSは世界中の上場企業での利用が想定されており、各国の法制などに基づく基準の目的や、主要な会計処理を明確にすることを目指している。それゆえ詳細な規定を持たず、個別の会計判断は、その趣旨に沿って作成者が行う「原則ベース」という考え方で基準が作成されている。

そのうえでIASBは、IFRSの内容が絶え間なく変化する経済環境を反映するよう継続的にIFRSの個別基準の新設や改定をしている。14年には、08年の金融危機に絡んだ金融商品に関する批判に対応するための金融商品の基準（IFRS第9号）の改定や、売上高をいつ、いくらの金額で計上するかの原則をより明確にした収益認識に関する基準の新設（第15号）が実施された。とくに後者はすべての企業が何らかの影響を受け、業種によっては会計実務の大きな変更となる。

進行中のプロジェクトではリース会計の見直しが大きな変更を伴う。リース取引は金融取引に近いファイナンスリースと、オフィスなどの賃貸を含むオペレーティングリースに二分される。借り手の場合、前者では貸借対照表で資産と負債が認識されるが、後者では支払うリース料のみが包括利益計算書で費用として認識されるだけである。

アナリストらの指摘を踏まえ、検討中の改定では、後者も、リース物件を使用する権利やリース料を支払う義務を資産・負債として両建てで計上することを求める方向である。借り手である多くの企業は総資産額が大きくなる。

こうしたIFRSの状況を踏まえたうえで、注目される米国の動向をみていきたい。IASBは従来、米財務会計基準審議会（FASB）と共同でプロジェクトを進め、基準の共通化を試みてきた。しかし、FASBは10年以降、米国の経済実態をその反映できるような細かい規定を望む米国の利害関係者からの要求をより重視し、基準作りのスタンスを変更している。このため、両者の基準の内容が一致しない状況になっている。

日本企業の米国子会社が米国会計基準で財務諸表を作成し、日本の親会社はIFRSで財務諸表を作成するケースを考えてみよう。米国子会社でIFRSと差異のある米国基準に基づく会計処理がある場合、日本の親会社はIFRSで求められている会計処理に組み替えることが必要となる。残念ではあるが、リース会計基準をはじめ、いくつかの基準で、こうしたことが現実の問題となりつつある。

米国が今後、IFRSを採用するかどうかに関しては、いくつかの選択肢が考えられている。日本と同じように任意適用を認めるか、または、米国基準による財務諸表の補足資料としての公開を認めるかのどちらかになる可能性が高いと考えられる。

任意適用は、米国企業が米国基準に代えて、IFRSを採用すれば、それを認めるという方法である。補足資料という考え方は、昨年12月に米証券取引委員会（SEC）の主任会計士が一例として示したもので、米国基準に基づく財務諸表に、IFRSに基づく財務諸表や、その要約を補足資料として添付することを認めるというものである。

これは、米国基準による企業間の比較可能性の確保という観点からは優れている。ただ、実質的に2組の財務諸表を作成することを意味する。二重の費用を負担してまで、IFRSを採用しようという米国企業がどの程度出てくるのか、予想がつきにくい。SECでのIFRS採用の検討は、ようやく動き出したばかりという段階のようである。

では、任意適用となっている日本の今後はどうであろうか。国際基準としてのIFRSの重要性が高まるにつれ、IASBがIFRSの個別基準を作成する際、その検討過程の早い段階で日本の意見を発信すべきだという考え方が、国内の共通認識となっている。日本の関係者は、その方向の努力を続けている。

たとえば、IASBの基準作りに助言する国際組織、会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）に、日本の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）が参加し、定期的に意見を発信している。これは日本の考え方をIFRSに反映させるための努力といえる。

日本が現在検討している修正国際基準（JMIS）も、その一環と捉えられる。

日本には貸収時に発生する超過価値である「のれん」は最長20年で償却すべきであるという考え方が強い。また、「その他の包括利益」で認識された項目は、当期純利益へいつかの時点で必ず振り替えるべきである、という主張も優勢である。JMISはこの2点でIFRSを修正しており、日本の主張をIASBなどに伝えるための足がかりとして期待されている。

JMISの新設によって日本基準は2つになり、米国基準と指定国際会計基準（いわゆるピュアIFRS）とあわせて4つの基準が併存することになる。このことへの批判もあるが、いつかは収斂（しゅうれん）させるということであり、JMISが日本の主張を効率的に伝達するための方法ということであれば、過度期の取り扱いとして、この複雑さを受け入れることは仕方ないかもしれない。

日本では現在までにIFRSを任意適用している上場企業は38社であり、さらに30社近くが今後、任意適用を行うと公表している。筆者は、遠くない将来に100社ないし150社を超えるのではないかと予測している。

IFRS採用企業の採用理由は、事業のさらなる国際化のためによりわかりやすい財務報告を目指すもの、競合他社との比較可能性の向上を図るもの、外国人投資家への配慮など、様々である。利点としてはIFRSという共通の基礎によりグループ内の意思疎通が容易になり、さらに業績指標の設定や評価がグローバルに統一でき、士気向上に役立つこと、そして会計上の問題の把握が迅速化したことなどが報告されている。

原則ベースのIFRSのもとでは、各基準の趣旨を理解したうえでの自社グループの会計方針の決定が極めて重要である。また、IFRSへの移行には相当の時間と費用がかかることから、導入のみを目的とせず、社内の業務処理プロセスの見直しなど、全社的な視点からの効率化、業務の高度化などとも組み合わせ、全社プロジェクトとして進めることが肝要である。

筆者は、企業の経営活動や投資家の投資活動がグローバルしている以上、業績指標を表示する基礎となる会計基準の統一は必須だと考えている。また、当面はグローバルに活動する企業に限るとしても、世界標準での業績表示によって企業が得られる投資家や取引先からの信頼は、採用企業のプレゼンスの増大に役立つと信じている。

やまだ・たつみ　53年生まれ。慶大商卒、住友商事へ。国際評価基準審議会評議委員

日本の適用、150社超も
意思疎通・士気向上に効果

国際会計基準審議会（IASB）の基準設定状況

現在進行中の主なプロジェクト	
リース会計の改定	2015年下半期に基準化
開示イニシアチブ	短期的な開示の改善および中長期のリサーチプロジェクト
概念フレームワーク	15年第1四半期に公開草案
保険会計の改定	15年第1四半期で再審議
金融商品：マクロヘッジ会計	討議資料のコメントの分析中
リサーチプロジェクト（基準化のための検討）	共通支配下の企業結合、排出権、割引率、持ち分法など
2014年に完成した主なプロジェクト	
金融商品：分類・測定、減損（18年1月発効）／規制繰り延べ勘定（16年1月発効）／顧客との契約から生じる収益（17年1月発効）	

（注）IASBの作業計画をもとに筆者作成